

## 守口市市民協働推進会議条例

平成24年7月3日

条例第12号

(設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守口市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 守口市市民協働指針に関する事項
- (2) 市民の提案に基づいて市民と市が協働して実施する施策の募集、選定等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民と市の協働を推進する施策に関する事項

(委員)

**第3条** 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

**第6条** 推進会議の庶務は、市民協働主管課において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(守口市市民協働指針策定委員会設置条例の廃止)

2 守口市市民協働指針策定委員会設置条例（平成25年守口市条例第12号）は、廃止する。